明石市自治基本条例市民検証会議設置要綱

(設置)

第1条 明石市自治基本条例(平成22年条例第3号。以下「条例」という。)第3 8条の規定に基づき、条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合している かどうかの検証を市民参画の下で行うため、明石市自治基本条例市民検証会議( 以下「市民検証会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 市民検証会議は、次に掲げる事項について、各委員からの意見を市長に報告するものとする。
  - (1) 条例に規定するそれぞれの制度(以下「制度」という。)の実施状況等を踏まえ、条例の内容及び制度が社会情勢に適合しているかどうか。
  - (2) 制度の実施状況等を踏まえ、条例の内容及び制度が本市にとってふさわしいかどうか。
  - (3) 制度が条例第25条に規定する市政運営の基本原則に適合しているかどうか。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、条例及び制度の検証に関して、市長が必要と 認める事項

(組織)

- 第3条 市民検証会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 地縁型市民活動団体を代表する者
  - (3) 分野型市民活動団体を代表する者
  - (4) 公募による市民
  - (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長の職務等)

- 第5条 市民検証会議に会長及び副会長を置き、委員のうち学識経験を有する者をもって充てる。
- 2 会長は、市民検証会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民検証会議の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第7条 市民検証会議の庶務は、総務局総務管理室総務課において処理する。 (補則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、市民検証会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和6年7月22日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる市民検証会議は、第6条第1項の規定 にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する事務が終了する日限り、その効力を失う。